

(別紙)

給電活動に要した電気・燃料代について

栃木県災害時協力車登録制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第12条第2項に規定する登録者の給電活動に要した電気代・燃料代は次のとおり支払うものとする。

1 給電活動に要した電気代・燃料代

(1) 算出条件

- ア 満充電、燃料満タンの状態から、残量が2割となるまでに要した電気代・燃料代を、車種に応じて支払うものとする。
- イ ただし、緊急時などの場合であって、実施要綱第9条第6項に定める時間を超えて給電活動を行った場合は、1時間毎に額を加算する。

(2) 適用単価

適用する単価は、以下のとおりとし、給電活動の実施日時点での最新の単価を適用する。

項目	適用元
電気	東京電力エナジーパートナー株式会社における従量電灯B電力量料金第2段階料金
水素	丸伊運輸株式会社におけるとちぎ水素ステーションの単価
ガソリン	資源エネルギー庁石油製品小売市況調査（都道府県別）における栃木県のレギュラー単価

(3) 給電に要した電気代等実費相当額の算出式

車種	算出式
E V	バッテリー総電力量 (kWh) $\times$ 0.8 $\times$ 電気単価 (円/kWh)
F C V	水素タンク容量 (kg) $\times$ 0.8 $\times$ 水素単価 (円/kg)
H V	ガソリンタンク容量 (L) $\times$ 0.8 $\times$ ガソリン単価 (円/L)
P H V	バッテリー総電力量 (kWh) $\times$ 電気単価 (円/kWh) + ガソリンタンク容量 (L) $\times$ 0.8 $\times$ ガソリン単価 (円/L)

図 実費負担のイメージ

